

新型コロナウイルスに関する消毒・清掃方法について

ver. 1

<はじめに>

これまでに、人に感染する「コロナウイルス」は、7種類見つかっており、その中の一つが、昨年12月以降に大きな社会問題となっている「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」です^{*1}。新型コロナウイルスに関しては、判明していないことが多く、感染様式は明確ではありません。しかしながら、厚生労働省および日本環境感染学会などの公的機関や学術機関がそれぞれの注意事項を発信し、啓発しておりますので、その中から、ビルメンテナンスに関係する部分を抜粋し、まとめましたのでご参考にしてください。

1. 清掃の基本と消毒のあり方について

感染制御の点から特に清潔さを求められる施設の代表として病院や社会福祉施設などがあります。全国ビルメンテナンス協会では、医療機関の学識者のご協力を得て、書籍「病院清掃の基本と実務」を発刊しております。同書籍の中で、環境感染制御のあり方として「目に見える汚れを除去するという概念が必要である。」と記載しています^{*2}。

また、環境の消毒として、「消毒処理の前提条件として”清掃”が求められる。汚れの残った場所を消毒薬で処理してもその効果は期待できない。」と記載しており^{*3}、清掃が不十分で埃や汚れなどが充分にとれていない場合や蓄積されている場合は、その効果が充分に得られないと考えられます。消毒する前に確実に清掃を行うことが重要です。

2. 消毒・清掃の方法について

厚生労働省のホームページでは、新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項として、取っ手、ドアノブなどの共有する部分を消毒する方法について、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きす

るか、アルコールで拭くと明記されています^{※4}。

居室及び当該利用者が利用した共有スペースの消毒・清掃方法として「手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃し、乾燥させると明記しています^{※5}。

さらに、対象物による消毒方法は以下の如くです^{※6}。

＜対象別の消毒方法＞

| 対象 | 消毒方法 |
|-------------------|--|
| 手指および 汚染環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・速乾性擦式アルコール製剤：ラビング法（1530 秒間の擦式） ：ワイピング法（拭き取り法）、エタノールの噴霧は行わない ・スクラブ剤による洗浄（消毒薬による30 秒間の洗浄と流水） <p>（嘔吐物、排泄物、喀痰等で汚染された環境） 嘔吐物や排泄物、喀痰で汚染された床は、手袋をして汚染を除去後に0.05～0.1%次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒する。</p> |
| 差し込み便器 （ベッドパン） | <ul style="list-style-type: none"> ・ベッドパンウォッシャーで処理（90℃・1 分間）。 ・洗浄後、0.05～0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（30 分間浸漬）。 |
| リネン・衣類 | <ul style="list-style-type: none"> ・熱水洗濯機（80℃・10 分間）で洗濯し、洗浄後乾燥させる。 ・汚物除去後に次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬消毒（30 分間）後、洗濯、乾燥させる。 |
| ドアノブ、便座 | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒用エタノールで清拭する。 |
| 浴槽 | <ul style="list-style-type: none"> ・手袋を着用し、洗剤で洗い、温水（熱水）で流し、乾燥させる。 |
| カーテン | <ul style="list-style-type: none"> ・一般に感染の危険性は低い。洗濯する。 ・体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。 |

3. その他

今回の抜粋は一部のみとなります。厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&Aのホームページには数多くの情報が掲載されていますので、ご参考にしてください。

※1 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1

※2 全国ビルメンテナンス協会発行「病院清掃の基本と実務」 P22

※3 全国ビルメンテナンス協会発行「病院清掃の基本と実務」 P142

※4 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

※5 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年3月6日) 別紙「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」

※6 大久保憲、尾家重治、金光敬二. 消毒と滅菌のガイドライン2020年版. へるす出版 2020.